

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

## 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。途中で1名傍聴人が来庁し、議長が傍聴を許可した。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に鈴木圭一農業委員、新木英男農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第68号

### 農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第68号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。本議案は営農型太陽光パネルを設置し、菌床シイタケ栽培を行う計画である。農地所有適格法人による申請であり、法人形態・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の4要件を満たしている。

議 (報	長 告)	地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。 平方地区の國嶋農地利用最適化推進委員が報告した。3月22日(月)に地区担当委員4名で現地調査を行った。耕うんや作付けは行われていないが、現地は農地として管理されており、本事業の開始については問題ないと考えられる。
議 申 請 人	長 人	申請人に入室及び自己紹介を促した。 入室、自己紹介
議 市 村 推 進 委 員	長	本件について意見を求めた。 各地で営農しているようだが、人員などの確保はどのように行っているのか。
申 請 人	人	それぞれの場所でハローワークなどを通じて地元の人を採用している。
新 木 農 業 委 員	長	本社は山梨だが、今回の場所で農業参入に至った経緯を知りたい。
申 請 人	人	インターネットの農地ナビで遊休農地を調べ、日照や立地を検討したうえで土地所有者と交渉した。その過程で隣地の購入も併せて検討した。
新 木 農 業 委 員	長	計画図に耕作用通路とあるが、現地調査の際に通路を提供する地権者から、しっかりした進入路の設置を希望していると聞いている。
申 請 人	人	地権者には進入路について同意をいただいている。今後、隣地所有者とも進入路について協議を進めていく。
新 木 農 業 委 員	長	今回の計画として、営農型太陽光パネルの下で菌床シイタケを育てるということでいいのか。
申 請 人	人	そのとおりである。営農型太陽光パネルの下に菌床シイタケを育てる予定。屋根代わりに太陽光パネルを利用し、それ以外は一般的なハウスで菌床シイタケを栽培する。
新 木 農 業 委 員	長	一般的なハウスの件だが、計画地が農業振興地域内なので工事を行うには手続きが必要になる可能性があるが、事前の協議を行っているか。
申 請 人	人	この件については、農政課及び建築安全課と協議を行っている。

新木農業委員  
申 請 人 結果として協議が整わない場合、ハウスの設置はどうするのか。  
ハウスが建てられないということになれば、露地栽培や別の作物を栽培する。山梨県ではニンニク栽培を行っており、会社としても力を入れているので、その栽培も検討する。

新木農業委員  
申 請 人 会社のホームページには、ソーラーシェアリングなどの事例が示されているが、ハウスの上にパネルを置く場合、作物への採光の関係はどのようになっているのか。  
パネルを屋根代わりに遮光して、下で日陰が好きな作物を育てるということで始まった。山梨県では2年前からシイタケ栽培の実証実験を行い、道の駅や農協で販売をしている。シイタケ栽培に関しては農学博士に指導を仰いでおり、問題はないと考えている。

新木農業委員  
申 請 人 シイタケ栽培には水が必要になると思うが、その確保はどう考えているのか。  
太陽光パネルの屋根を利用して雨水を集水することを考えている。菌床シイタケを最初に浸水させて棚に並べた後は、水を霧状にして散布するので、雨水で十分賄えると考えている。

新木農業委員  
申 請 人 耕作用通路が確保されているが、これが無いと無接道の場所になる。工事に際して耕作用通路だけでは通行が難しいのではないかと。隣地は別に土地所有者がいると思うが、事前に事業計画は周知されているのか。また、計画地は荒川に繋がる中堀川に面しており、台風19号の時はかなり増水しているが、そうした状況は事前に調査して確認しているか。

新木農業委員  
申 請 人 最初に土地所有者と接触したのが5年前のため、台風の状況も実際に見ている。下の道の所有者にも事業の説明をしたが、市のみどり公園課に土地を貸しているとのことであった。そのため、今後は市と話を進めて工事を行いたい。

新木農業委員  
申 請 人 遊休農地が解消されることは非常にありがたい。近隣住民へ説明し、十分理解を得るようにお願いしたい。

市村推進委員  
申 請 人 営農型太陽光パネルを設置して、どのくらいの期間で投資額を回収できるのか。  
工事施工部門があるため、他社より安く設置できる。約20年の買い取り期間の中で、半分の

10年で回収し、残りの10年分は収益と考えている。

市村推進委員

10年くらいで回収できるとのことだが、最近はパイプ形の格安なソーラーを建てる人が多いと思う。今後のことを考え、強風に耐えられる構造にしてもらい、長期に利用できる構造にしていきたい。

申請人

山梨県北杜市では太陽光パネルの設置で住民トラブルや被害などの問題が生じ、太陽光パネル設置の条例化に力を入れている。北杜市で太陽光の事業を行っているが、条例に基づいて地域住民への説明会や地元との協調を図って事業を行っており、上尾市でも同様に対応していきたい。

新木農業委員

上尾市で菌床シイタケを栽培して、どのくらいの収量になるのか。

申請人

ハウスが6棟、1棟に千本のシイタケを並べ、合計6千本を順番に回していく計画で、営農型なので平均収量の8割を維持していくという計算をしており、営農計画を次の申請の時には表にして提出したい。

秋池農業委員

本庄市では、土が合わないからその土地を使わないということだが、土壌改良すれば使えるのではないか。

申請人

利用権で借りている本庄市の農地は解除する予定。ハーブの作付けを試したがうまくいかず、土壌改良してまで使うつもりはなかった。

秋池農業委員

地権者にはシイタケ栽培やソーラーの話はしたのか。

申請人

地権者には相談したが、施設を作ることはやりたくないと言われた。

秋池農業委員

北杜市のシイタケの販売は、乾燥なのか生なのか。

申請人

生で収穫してパッキングし、地元の農協の直売所や道の駅で販売している。ブランド品として販売している。

秋池農業委員

上尾市でもシイタケを販売するつもりなのか。

申請人

上尾市の農協に入って、直売所に卸し、売れ残りや見切り品は乾燥シイタケとして販売したい。

事務局 お手元に上尾市での菌床シイタケ栽培の営農計画書を配布している。栽培状況や繁忙期の人員、指導員などについても掲載している。この関係での質問があれば伺いたい。

市村推進委員 販路に農協の直売を考えているとのことだが、直売所には持ち込める量に制限がある。大量に持ち込まれても他の農家が困るため、販路を確保したうえで販売してもらいたい。

議長 意見を求めるが他になく、申請人に退出を促した。

申請人 退出

議長 議案第68号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

#### 議案第69号 農地法第5条の許可申請について

議長 事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1番は駐車場のため開発許可は不要である。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。申請番号2番は駐車場のため開発許可は不要であり、令和2年12月17日付け上尾市告示第440号で農振農用地から除外されている。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。申請番号3番は障害者施設のため開発許可が必要となる。令和2年12月17日付け上尾市告示第440号で農振農用地から除外されている。農地区分は第二種農地となる。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 申請番号1番は平方地区の國嶋農地利用最適化推進委員が報告した。3月22日(月)に平方地区の担当委員4名で現地調査を行ったところ、農地として管理されており問題ないと考えられる。申請番号2番は大石地区の渋谷農地利用最適化推進員が報告した。3月23日(火)大石地区の担当委員5名で現地調査を行ったところ、保全管理されており問題ないと考えられる。申請番号3

番は大石地区の山岸農地利用最適化推進員が報告した。3月23日（火）大石地区の担当委員5名で現地調査を行ったところ、農地として管理されており問題ないと考えられる。

議 長 本件について意見を求めた。  
新木農業委員 申請番号2番の案件に間取り図があるが、この図面は何を示しているのか。  
事務局 申請地の南側に店舗兼住宅があり、1階の店舗経営のための駐車場ということで、図面を示した。  
秋池農業委員 店舗とは何の店なのか。  
藤波農業委員 店の看板は出ていないが食堂をやっている。  
新木農業委員 写真で見ると、南側の建物は農地にかかっているか。  
事務局 写真は北から南を写しているが、建物は農地に入っていない。  
議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第69号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第70号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について**

議 長 事務局に説明を求めた。  
事務局 議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、畑としてきれいに利用されていることを確認している。  
議 長 本件について意見を求めるが特になかったため、議案第70号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**5 報告第3号 専決処分について**

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時43分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年3月26日

議 長

署名委員

署名委員